

「在留資格認定証明書所持者」及び「短期滞在(商用目的のみ)」査証の申請 受付の開始

日本国政府は、国際的な人の往来再開に向けた段階的運用の開始に伴い、10月1日より、「在留資格認定証明書所持者」及び「短期滞在(商用目的のみ)」査証の申請受付を開始する決定をしました。

詳細については、こちらをご覧ください：https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page22_003381.html

1. 対象者

(1) インドネシアに居住しインドネシアの国籍等を有する者及びインドネシアに合法的に長期滞在する第三人(永住者及び長期滞在許可等所持者)であり、インドネシアと本邦との間の直行便を利用する者、又は第三国を経由する場合には当該経由国に入国・入域許可を受けて入国することなく日本に到着する者。

2. 渡航目的

(1) 短期滞在(商用)

本邦に出張して行う業務連絡、商談、契約調印、アフターサービス、宣伝、市場調査、会議出席、文化交流、自治体交流、スポーツ交流等、本邦での滞在日数が90日以内の報酬を伴わない活動。

(2) 中・長期滞在目的(「永住者の配偶者等」及び「日本人の配偶者等」を除く全在留資格認定証明書所持者)

3. 提出書類

(1) 短期滞在(商用)(上記2(1))

- ア 査証申請書(顔写真貼付)
- イ 旅券
- ウ KTP の写し(原本を受付時に確認)
- エ 申請人の在職証明書
- オ 招へい理由書
- カ 身元保証書
- キ 誓約書(写し2通)(本邦受入企業／団体が作成するもの)
- ク 質問票**

(2) 中・長期滞在目的(上記2(2))

- ア 査証申請書(顔写真貼付)
- イ 旅券
- ウ KTP の写し(原本を受付時に確認)
- エ 在留資格認定証明書
- オ 誓約書(写し2通)(本邦受入企業／団体が作成するもの)
- カ 質問票**

4. 注意事項

査証の取得後、日本への入国に際しては、日本の入国時に出国72時間以内実施した「COVID-19 検査証明」の

提示及び誓約書(写)の提出が必要となりますので、ご注意ください。

検査証明:https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page25_001994.html

誓約書:<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100076147.pdf>

- 査証の取得には、数日を要しますので、日本への入国を希望するスケジュールを勘案して、日数に余裕をみて申請してください。
- 本件に関する照会は、「訪日外国人査証ホットライン」をご利用ください。
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100081298.pdf>

**新しい質問票:[PDF](#) / [ワード](#))